

和光市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月27日

規則第13号

改正 平成25年3月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第10号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付請求)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、当該政務活動費の交付月の10日までに、政務活動費交付請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第3条 議長は、条例第6条第1項又は第3項の規定により収支報告書の提出があったときは、速やかに、その写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理及び保管)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

和光市長 様

議員氏名

印

政務活動費交付請求書

和光市議会政務活動費の交付に関する規則第 2 条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

請求額

円

ただし、 年 月 ~ 月分